



【凡例】

- - - 横浜市景観計画区域
(みなとみらい21中央地区)
- みなとみらい大通り沿道地区

壁面の位置の制限

- - - 建築物の高さ3m以上を超える部分
で道路境界線より4m以上の壁面後退

景観重要公共施設

景観重要道路：みなとみらい21中央地区内の
全ての道路法2条に基づく道路

- 景観重要都市公園
①グランモール公園
②高島中央公園
- 景観重要港湾施設
①臨港パーク
②日本丸メモリアルパーク



図名：計画図2
横浜市景観計画（みなとみらい21中央地区）区域等
縮尺：1/7500